中志津自治会会則

第1章 総 則

(目的)

- 第1条 この会は、隣人愛と相互扶助の精神を基調とし、地域住民の親睦と団結を図りつつ社会環境の浄化に努め、明るく住みよい街づくりに寄与することを目的とする。
 - (1)会員の親睦及び団結の強化に関すること。
 - (2)会員の福利、厚生等に関すること。
 - (3) 生活改善、文化、スポーツ・レクリェーション等に関すること。
 - (4)区域内の清掃、緑化推進など環境整備を図ること。
 - (5)防火、防犯及び防災等に関すること。
 - (6)集会施設その他の財産の維持管理を図ること。
 - (7)市政との協力及び他団体との連絡調整に関すること。
 - (8) その他、この会の目的を達成するために必要と認めること。

(名 称)

第2条 この会は、中志津自治会と称する。

(区域)

第3条 この会の区域は、佐倉市上志津1105番地2、141番地3、145番地1、874番地、下志津1825番地3、1825番地4、1825番地5及び中志津1丁目から7丁目の全域とする。

ただし、中志津1丁目35番から36番、中志津2丁目33番から39番、及び中志津7丁目368番地から375番地、376番地2、376番地7、376番地18、376番地24・25、376番地28・29は除く。

(区及び班)

- 第4条 この会は、前条に規定する区域を数個の「区」に区分する。
 - 2 各区は、おおむね10~30戸を単位とする「班」に細分する。

(事務所の所在地)

第5条 この会は、事務所を佐倉市中志津3丁目17番2号に置く。

第2章 会 員

(会 員)

- 第6条 この会は、第3条に定める区域内に住所を有する個人が全て会員となることができる。
 - 2 第3条に定める区域内に住所を有する法人、組合等の団体は、総会で表決権を有 しない賛助会員となることができる。

(会員の入退会)

- 第7条 この会に加入しようとする者は入会申込書を、退会しようとする者は退会届を会 長宛に提出しなければならない。
 - 2 この会は、前項の入会申込があった場合には、正当な理由なくこれを拒んではな らない。
 - 3 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとする。
 - (1)会員が住所を区域外へ移したとき。
 - (2)本人から退会届が提出されたとき。
 - 4 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

(会員の権利義務)

- 第8条 会員は、次の各号に掲げる権利を有する。
 - (1)この会の各種の事業に参加すること。
 - (2)この会則に基づく役員の選挙権及び被選挙権を有すること。
 - (3)この会の運営について、自由に意見を発表すること。
 - 2 会員は、次の各号に掲げる義務を負う。
 - (1)会則に従うこと。
 - (2) 会費を納入すること。
 - (3)会則に基づく諸会議に出席すること。
 - (4)会則で定められた諸会議の決定に従うこと。
 - 3 退会した会員は、納入した会費その他の拠出金品の払い戻しを受けることはできない。

第3章 役 員

(役員の種類)

第9条 この会に、次の本部役員を置く。

(1)会長	1名
(2)副会長	1名
(3)出納役	1名
(4)事務局長	1名
(5)事務局次長	若干名
(6)事業部長	1名
(7)事業部次長	若干名
(8)監事	2名

2 各区に、次の区役員を置く。

(1)区長 1名

(2)副区長 若干名

(3)会計 1名

(4)班長 各班に1名

(5)子供会育成者 若干名

(6)会計監事 1名

3 第1項第8号の監事及び前項第6号の会計監事は、他の役員を兼任することはできない。

(本部役員の職務)

- 第10条 会長は、この会を代表し、会務を統括する。
 - 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその業務を代行し代表権も有するものとする。

又、会長の要請を受けて特定の業務を担当する。

- 3 出納役は、会長の要請を受けて、財産目録を作成するほか、この会の資産及び会計事務を処理する。
- 4 事務局長は、会長の要請を受けて事務局を統括する。
- 5 事務局次長は、事務局長の要請を受けて事務局の業務を処理する。
- 6 事業部長は、会長の要請を受けて事業部の運営にあたる。
- 7 事業部次長は、事業部長の要請を受けて担当する事業の運営にあたる。
- 8 監事は、次の職務を行う。
- (1)この会の会計及び資産の状況を監査すること。
- (2)この会の業務執行状況を監査すること。
- (3)会計及び資産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは総会に報告すること。
- (4)前号の報告をするため必要あるときは、総会の招集を請求し、又は招集すること。

(区役員の職務)

- 第11条 区長は、区を代表し、区の会務を処理する。
 - 2 副区長は区長を補佐し、区長に事故あるときはその業務を代行する。
 - 3 会計は、区長の要請を受けて区の会計業務を処理する。
 - 4 班長は、班を代表し、区長の要請を受けて会務を処理する。
 - 5 子供会育成者は、区長の要請を受けて子供会の育成を統括する。
 - 6 会計監事は、区の会計業務を監査する。

(役員の任期)

- 第12条 本部役員の任期は1年とする。 ただし、再任を妨げない。
 - 2 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 本部役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任が就任するまでは、その 職務を行なわなければならない。
 - 4 区役員については、前3項の規定に準じて各区で決定する。

(役員の選任)

第13条 本部役員は、総会において選任する。

なお、本部役員の総会への選出方法については、第47条の規定により細則に別 途定めるものとする。

- 2 区長、副区長、会計及び会計監事は、各区において選任する。
- 3 班長は、各班において選任する。
- 4 子供会育成者は、各区の子供会会員保護者から選任する。

第4章 総 会

(種 別)

- 第14条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。
 - 2 定期総会は、毎年4月に開催する。
 - 3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、全会員の5分の1以上より会議の目的 たる事項を示して請求があったとき、又は監事から第10条第8項第4号の規定に よる請求があったとき若しくは同号の規定による招集があったときに開催する。

(構 成)

第15条 総会は、全会員で構成する。

(権 限)

- 第16条 総会は、次に掲げる事項を審議し、議決する。
 - (1)事業計画、事業報告に関する事項。
 - (2)予算、決算に関する事項。
 - (3)資産に関する事項。
 - (4)役員の選任及び解任に関する事項。
 - (5)会則の変更に関する事項。
 - (6) その他重要事項。

(招集)

- 第17条 総会は、会長が招集する。 ただし、第10条第8項第4号によるときは監事 が招集することができる。
 - 2 総会を招集するときは、全員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに 日時及び場所を示して開会の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第18条 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選出する。

(定足数)

第19条 総会は、会員の過半数の出席で成立する。

(議 決)

- 第20条 総会においては、第17条第2項の規定により、あらかじめ通知した事項に ついてのみ決議できる。
 - 2 総会の議事は、この会則に別に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第21条 会員は、総会において、各々一個の表決権を有する。

(書面表決等)

- 第22条 やむ得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項 について書面をもって表決し、または他の会員を代理人として表決を委任すること ができる。
 - 2 前項の場合における第19条及び第20条第2項の規定の適用については、その 会員は出席したものとみなす。

(議事録等)

- 第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1)日時及び場所
 - (2) 会員の現在数及び出席者数 (表決書面状及び委任状の提出者を含む。)
 - (3)議決事項及び賛成、反対等の人数
 - (4)議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
 - 2 議事録には、出席した会員の中から、その会議において選任された議事録署名人 2名以上が議長と共に署名押印しなければならない。

第5章 機 関

(機 関)

- 第24条 この会に、次の機関を置く。
 - (1)運営委員会
 - (2) 三役会
 - (3)本部役員会
 - (4)区役員会

(運営委員会)

第25条 運営委員会は、各区の区長・副区長から3名の計21名(以下、運営委員という。) 及び会長、副会長、出納役、事務局長、事務局次長、事業部長、事業部次長をもっ て構成し、会長が招集する。

ただし、区長(区長に事故あるときは、副区長の代表)の要請により開催することができる。

(運営委員会の権限と運営)

- 第26条 運営委員会は、この会則に定めるもののほか、次の事項を審議し、運営委員により議決する。
 - (1)総会に付議すべき事項。
 - (2)総会において議決した、この会の運営ないし活動に関する事項。 なお、各区が運営委員会で審議を要請する意見・要望等は、区長(区長に事故 あるときは、副区長の代表)が三役会に書面をもって提案するものとする。
 - (3)各種委員会の設置に関する事項。
 - 2 運営委員会は、運営委員の2分の1以上の出席をもって成立する。
 - 3 議決事項は、出席した運営委員の過半数以上の賛同を得て決定する。

(三役会)

- 第27条 三役会は、会長の要請にもとづき開催する。
 - 2 三役会は、会長、副会長、出納役、事務局長、事業部長、各区長及び事務局次長 (議事録担当)をもって構成する。

(三役会の権限)

- 第28条 三役会は、この会則に定めるもののほか、次の事項を決議する。
 - (1)総会及び運営委員会に付議すべき事項。
 - (2)総会及び運営委員会で議決した事項の執行に関する事項。
 - (3) その他、総会及び運営委員会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(本部役員会)

- 第29条 本部役員会は、会長の要請にもとづき開催する。
 - 2 本部役員会は、会長、副会長、出納役、事務局長、事務局次長、事業部長、 事業部次長をもって構成し、三役会における審議事項を検討する。

(区役員会)

第30条 区役員会は、区長、副区長、会計、班長、子供会育成者をもって構成し、 各区長が招集する。

(区役員会の権限と運営)

- 第31条 区役員会は、この会則に定めるもののほか、次の事項を決議する。
 - (1)区の運営ないし活動に関する事項。
 - (2) 自治会で決定された諸連絡に関する事項。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第32条 この会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
 - (1)別に定める財産目録記載の資産
 - (2) 会費
 - (3)活動に伴う収入
 - (4)資産から生ずる果実
 - (5) その他の収入

(会費等)

- 第33条 この会への入会者は、1戸500円の入会金を納めるものとする。
 - 2 この会の会費は、1戸1か月500円とする。

ただし、特別の事情があると認められる世帯については、区長は会長の承認を 得てこれを減免することができる。

また、災害などによる特別な事態が生じた場合は、運営委員会の承認を得て、一時的に減額することができる。

(資産の管理)

第34条 資産は、会長が管理し、その方法は、運営委員会の議決により定める。

(事業費の支出)

- 第35条 この会の経費の支出は、第47条の規定により細則に別途定め行うものとする。 (資産の処分)
- 第36条 本会の資産で第32条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるもの を処分し、又は担保に供する場合には、総会において全会員の4分の3以上の議決

を要する。

(事業計画及び予算)

- 第37条 この会の事業計画及び収支予算は、会長が事業計画書及び収支予算書として作成 し、定期総会の議決を経て定めなければならない。
 - 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に事業計画及び収支予算書が総会において 議決されていない場合には、会長は、総会において議決されるまでの間は、前年度 の事業計画書及び収支予算書を基準として会務の執行をすることができる。

(事業報告及び決算)

第38条 この会の事業報告及び収支決算は、会長が事業報告書及び収支決算書として作成 し監事の監査を受け、定期総会の承認を受けなければならない。

(事業年度及び会計年度)

第39条 この会の事業年度及び会計年度は、毎年3月1日に始まり、翌年2月末日に終わる。

第7章 会則の変更

(会則の変更)

第40条 この会の会則は、総会において全会員の4分の3以上の議決を得、かつ、佐倉 市長の認可を受けなければ変更することができない。

第8章 雑 則

(備え付け帳簿及び書類)

- 第41条 この会の事務所には、次の帳簿及び書類を備え置く。
 - (1)会則
 - (2)会員名簿
 - (3)役員名簿
 - (4)認可及び登記等に関する書類
 - (5)総会、運営委員会及び三役会の議事録
 - (6) 収支に関する帳簿及び証拠書類
 - (7)財産目録その他資産の状況を示す書類
 - (8) その他必要な帳簿及び書類
 - 2 前項の帳簿及び書類は、会員が目的・事由を示して閲覧を求めたときは、業務に 支障がないかぎり、閲覧することができる。

(事務局)

- 第42条 この会は、第1条の事業にかかる事務全般を処理するために事務局を置く。
 - 2 事務局には、事務局長と事務局次長を置く。
 又、日常業務を処理するため有給の事務職員を置く。
 - 3 出納役は、会計事務を統括し、事務職員をして日常業務を処理させる。
 - 4 事務職員に関する就業規則等は別に定める。

(特別顧問及び顧問)

- 第43条 この会は、運営委員会の承認を得て、特別顧問及び顧問を置くことができる。
 - 2 特別顧問及び顧問は、運営委員会に出席し意見を述べることができる。 ただし、議決権はないものとする。

(各区における任意の役員及び機関の設置)

- 第44条 各区は、区役員会の承認を得て区の業務を処理するために必要な役員及び機関 を設けることができる。
 - 2 前項により設けられた役員の職務及び機関の運営については、各区が定めるも のとする。

(解散)

- 第45条 この会は、総会において全会員の4分の3以上の同意の議決により解散する。 (解散時の残余財産の処分)
- 第46条 解散する時に存する残余財産は、総会の決議を経て、この会の目的に合致する 団体に寄付するものとする。

(細則の制定及び変更)

- 第47条 この会則の施行に関し必要な事項は、総会又は運営委員会の承認を経て会長が 細則として別に定める。
- 付則 平成17年4月24日 改定(地縁団体認可日の平成17年6月1日より施行) 平成23年4月24日 改定(区域 第3条を改定) 平成25年4月28日 改定(区域 第3条、本部役員の職務 第10条、

運営委員会 第25条、運営委員会の権限と運営 第26条、三役会 第27条を改定)

平成30年4月25日 改定(区域 第3条)

令和3年4月25日 改定(会費等 第2項への追加)